

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日にA県B市所在のC会社A工場（以下「会社」という。）に採用され、社長の専属運転手として勤務していた。請求人は、平成〇年〇月〇日、午後6時5分頃、運転手としての業務中、渋滞のため社用車を停止していたところ、後続の車に追突され負傷した（以下「今回事故」という。）。

請求人は翌〇日にD整形外科に受診し「頸椎捻挫、腰背部挫傷」と診断され、その後4か所の医療機関に受診し、療養を継続した結果、平成〇年〇月〇日をもって、治ゆ（症状固定）となった。

請求人は、治ゆ後障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、平成〇年〇月〇日発生の別の交通事故の後遺症について、労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第14級の9に該当すると認定し、既に障害補償一時金等を支給しており、今回事故による残存障害については「加重」には該当しないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付けで監督署長の処分を取り消した。

監督署長は、審査官の決定を受け、請求人に残存する障害は、準用第12級に

該当するものと認め、加重に該当するとして、既に支給済みの障害補償一時金の額を差し引いて支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害の程度が障害等級第12級を超えるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人に残存する障害は、頸椎捻挫、腰背部打撲による疼痛等感覚障害及び脳の器質性障害である。

(1) 頸椎捻挫、腰背部打撲による疼痛等感覚障害について

E医師の意見書は、請求人に残存する障害について①頸部痛、頸肩部痛、背部痛、左上腕しびれなど、本人が訴える症状の一部は、C4/5椎間板ヘルニアに起因している可能性があるが、今回事故以前に撮影された頸椎MRIで、C4/5椎間板ヘルニアが確認できることから、この椎間板ヘルニアと今回事故との間の相当因果関係は認め難い、②全体的に、診察所見を裏付ける画像所見に乏しい、③今回事故が原因であると医学的に証明できる障害は認められない、としている。

また、障害等級に関する意見として、①頸椎捻挫後の症状は、医学的に証明することは難しいが、治療経過等から医学的に推定ないし説明することは可能であり、神経系統の後遺障害として第14級に該当すると考える、②腰背部挫

傷後の症状については、今回事故に起因する症状として医学的に推定ないし説明できるとは言えないが、一貫して腰痛を訴え、これに対する治療が行われた経緯があるとすれば、神経系統の後遺障害第14級に該当するとして差し支えないものとする。③いずれも、14級を超える等級には該当しないと考える旨、述べている。

したがって、請求人の頸部又は腰部に残存する障害は、それぞれ障害等級第14級に該当するとの監督署長の判断は妥当であると当審査会は判断する。

(2) 脳の器質性障害について

F医師の意見書は、外傷性脳損傷の有無について「明らかな外傷性損傷を示唆する画像検査データはないが、Gクリニックの診療情報提供書において尿流動態検査結果から軽度外傷性脳損傷による神経因性膀胱と診断されていることや、記憶力低下等を総合的に鑑みれば、軽度の外傷性脳損傷があったと考えて矛盾しない。」とし、負傷に起因する残存障害について「記憶力低下はこれに相当する可能性があると考えられる。」として、「障害等級第12級の12」に相当し得ると考えてよいと思われると述べている。

なお、H医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書においては、高次脳機能障害について「意思疎通能力、問題解決能力、持続力・持久力、社会行動能力の程度はわずかに喪失」と記述するも、平成〇年〇月〇日付け医学的意見書においては、「高次脳機能障害のため、軽易な労務にしか服することができないもの」(4能力のいずれか2つ以上の能力の相当程度が失われているもの)に該当し、請求人に残存する障害は、第7級の3となる」と、全く異なる意見を述べており、明確な医学的根拠に基づく判断結果とは考え難く、採用できない。

以上のことから、当審査会としては、請求人に残存する脳の損傷による障害については、F医師の意見が妥当であるとする。

(3) 当審査会に提出された平成〇年〇月〇日付けI医師作成の「診断書(精神障害者保健福祉手帳用)」には、「日常生活能力の判定」について「適切にできる」の判定が「金銭管理と買い物」、「通院と服薬」及び「身の安全保持、危機対応」の3項目、「自発的にできるが援助が必要」の判定が「適切な食事摂取」及び「身の清潔保持、規則正しい生活」の2項目、「おおむねできるが援助が必要」の判定が「他人との意思伝達・対人関係」、「社会的な手続、公共施設の利用」及び「趣味・娯楽への関心、文化的社会的活動への参加」の3項目、「日常生活

能力の程度」の欄には「精神障害を認め、日常生活又は社会生活に一定の制限を受ける。」との記載がある。また、「上記の具体的程度、状態等」の欄には「生活上は大きくは目立たないが、仕事場面では強く自覚し事故前のように物事がうまくいかなくなっていると本人は自覚する。」と、「備考」欄には「J病院リハビリテーション科で（の）検査（平成〇年〇月～〇月）においても注意機能や知的機能の軽度低下を認めている。」と記載されている。

このI医師作成の診断書における所見は、F医師の意見書の結論ないし決定書の結論である「脳の器質性傷害」に関する障害等級第12級の12に相当するとの判断に一致するものと認められる。また、請求人は、公開審理において、理路整然とよどみなく自己の主張を述べている様子からも、脳の器質性障害は障害等級第12級を超えるものとは認められない。なお、その他、請求人主張の残存障害に係る再審査請求の理由についても子細に検討したが、上記結論を左右する資料は見いだせなかったことを付言する。

(4) したがって、決定書理由第2の2の(2)に説示のとおり、請求人の障害等級は、同一系列に属する障害が複数あるため、併合の方法により準用等級第12級であると判断する。なお、請求人の場合、同一部位である頸椎の既存障害が第14級の9と認定されていることから、加重に該当するとして、障害補償給付は、第12級相当額から既存障害の障害補償の額を差し引いて支給されており、同処分は当審査会も妥当であると考えます。

3 以上のとおりであるので、請求人に残存する障害の程度は障害等級第12級を超えるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害補償給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。